大和市障害福祉センター松風園

指定管理者募集要項

（指定期間：令和２年４月１日～令和７年３月31日）

大和市　健康福祉部　障がい福祉課
大和市鶴間一丁目３１番７号
電　話　０４６－２６０－５６６５
ＦＡＸ　０４６－２６２－０９９９

１．募集の趣旨

本市は、大和市障害福祉センター松風園（以下、「松風園」という。）を本市の障がい福祉の中核的な存在と位置づけ、知的障がい児者の通所施設として運営し、専門的療育の向上を図るとともに、重度の障がいのある方の受け入れを行ってまいりました。

平成１７年から地方自治法（昭和２２年法律第６７条）第２４４条の２第３項の規定に基づき指定管理者制度を導入し、社会福祉法人（以下、「法人」という。）に松風園の管理運営を委任してきました。令和２年３月末日をもって指定期間が終了することから、次期の指定管理者を募集します。

なお、選定にあたっては、応募する法人等から具体的な提案をいただく、企画提案方式を採用します。

２．施設の概要

（１）名称

大和市障害福祉センター松風園

（２）所在地

大和市西鶴間二丁目２４番１号

（３）機能・定員

施設	機能	定員
第１松風園	福祉型児童発達支援センター 児童福祉法第 43 条第１項に規定する障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供すること。	３０名
第２松風園	生活介護型施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第７項に規定する障害者を通所させて、排せつや食事等を介護し、及び創作的活動又は生産活動の機会を提供すること。	４５名

（４）規模等

	施設名とその設備内容		
建築面積（㎡）	第１松風園	３１３．７８	指導室５・プレイルーム・医務室・浴室　等
	第２松風園	６２８．１８	指導室６・食堂・医務室　等
	共有部分	１，０２８．６０	事務室・研修室・面接室・調理室・理学療法室・屋内訓練室　等
	計	１，９７０．５６	
構　　造	鉄筋コンクリート２階建て一部地下（機械室）		
敷地面積	２，９６２．７８㎡		

参考：大規模修繕の状況

年度	工事等の概要	事業費
平成 10 年度	空調設備改修工事（機械設備・電気設備・建築他）	112,531,817 円
平成 15 年度	屋上防水フェンス改修、駐車場整備改修、プール改修	31,532,998 円
平成 16 年度	施設改修工事　各指導室（1 階）	55,973,400 円
平成 17 年度	施設改修工事　各指導室・トイレ（2 階）、調理室等（1 階）	32,922,750 円
平成 26 年度	エレベーター改修工事	16,740,000 円
平成 27 年度	外壁塗装改修工事	19,584,720 円

平成 28 年度	受水槽交換工事	4,540,320 円
令和元年度～ 令和 2 年度	空調設備改修工事（機械設備・電気設備・建築他）	――

※令和元年度から令和２年度にかけて空調改修工事を予定しております。

３．申込みの手続き

（１）募集要項の配布及び申込み期間

令和元年８月１日（木）から９月１９日（木）まで
（ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日を除く）
受付時間：午前８時３０分から午後５時まで

（２）配布及び申込み場所

大和市 健康福祉部 障がい福祉課
（大和市鶴間一丁目３１番７号　大和市保健福祉センター５階）
※市ホームページからダウンロードすることができます。

（３）申込み者資格

社会福祉法第２２条に規定する社会福祉法人又は社会福祉法人を設立しようとするもの（以下、「法人等」という。）で、その法人等またはその代表者が次の事項に該当しないこと。

① 法律行為を行う能力を有しないこと。
② 破産者で復権を得ない者
③ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第９２条2、第１４２条（同法第１６６条第２項の規定により準用する場合を含む。）又は第１８０条の５第６項の規定に抵触する者
④ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同法施行令第１６７条の１１第１項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者
⑤ 国税及び地方税等を滞納していること
⑥ 指定管理者の責めに帰すべき事由により２年以内に指定の取り消しを受けた者
⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号)第２条第２号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は、法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。
⑧ 大和市暴力団排除条例（平成２３年条例第４号）第２条第５項に掲げる暴力団経営支配法人等であること。
⑨ ２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く）
⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成１７年法律第１２３号)第４９条及び第５０条並びに児童福祉法(昭和２２年法律第１６４号)第２４条の１６及び第２４条の１７に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づく行政上の措置を過去３年の間に受けたことがある者

（４）提出書類

申込みの際には次の書類を提出してください。

① 指定管理者指定申込書（別記様式・第８条関係）
② 指定管理者指定申込みに係る誓約書（様式 1）
③ 申込み法人等の概要（別紙参照）
④ 企画提案書・事業計画書（別紙参照）

⑤ 企画提案書・収支見込書（様式２）
⑥ 法人等の概要を示す書類
ア　規約、定款、寄付行為、法人等の財産目録、その他これらに準ずる書類
イ　法人等の役員名簿及び経歴の分かる書類
ウ　登記事項証明書（提出日において発行の日から３か月以内のもの）
エ　法務局が発行した代表者の印鑑証明書（提出日において発行の日から３か月以内のもの）
オ　法人等の令和元年度（平成３１年度）の収支予算書・事業計画書及び平成３０年度の収支決算書・事業報告書（経営実績が３か年に満たない法人等にあっては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類）
カ　法人等の最近３年間の納税証明書又は未納のないことの証明書
（納税証明書又は未納のないことの証明書については、法人等とその代表者のみ提出を求めます。課税されていない場合は、その理由を記した書面を提出してください。なお、大和市分については、②の「指定管理者指定申込みに係る誓約書」により『市による納付状況を確認について同意』をいただいているため、市が直接確認しますので当該証明書の提出は不要です。）
キ　応募者資格に係る各法令等に基づき事業者の指定を受けた指定通知書の写し
ク　直近３年間の監査結果資料（内部監査・外部監査・障がいサービス評価など）
ケ　その他法人等の概要がわかるもの（パンフレット等）
※ 提出部数　正本１部　副本２０部（上記各証明書は、正本のみに添付してください。）
※ 提出いただいた書類は、一切お返しいたしません。
※ 市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。
※ 提出された書類は、選定の目的以外で使用することはありません。
※ やむを得ず提出できない書類がある場合には、提出できない理由を付しそれに類する書類を提出するか、提出できない理由を記した書類を提出してください。
※ ①から⑤の様式は、ホームページからダウンロードすることができます。
ＵＲＬ　http://www.city.yamato.lg.jp/web/s-fuku/syouhuen27-31.html

（５）指定管理業務の説明及び質問

・全体説明会
日時：令和元年８月１６日（金）　午後４時から５時
場所：松風園　屋内訓練室（公開）
申し込み方法：前日までに障がい福祉課へ電話でお申し込みください。
※駐車スペースが少ないため車での来園はご遠慮ください。

・質問の受付
質問は、全体説明会のほか、下記の期間に限り市ホームページでも受け付けます。なお、質問と回答の概要は、ホームページで公開します。
メール受付期間　令和元年８月１日（木）～８月２３日（金）※必着
メール回答期日　令和元年８月３０日（金）

（６）選定審査会及び企画提案説明会

日時：令和元年１０月８日（火）　午後１時３０分から
場所：大和市保健福祉センター１階検診室
※申込み団体からの企画提案説明会及び選定審査会は公開しますが、選定審査会の審議過程については非公開とします。
※企画提案説明会における申込み一団体の説明時間は２０分以内、出席者は３人までとします。

（７）選定結果の通知

申込み団体のすべてに、選定結果を令和元年１０月３１日（木）までに通知します。

４．指定管理にあたっての条件

（１）指定期間

令和２年４月１日から令和７年３月３１日（５年間）

（２）指定管理者が行う業務

① 第１松風園に関する業務
② 第２松風園に関する業務
③ 施設及び設備の維持管理に関する業務
④ 前３号に掲げるもののほか、松風園の運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

（３）管理の基準

① 開園時間

月曜日～金曜日　午前８時３０分から午後５時
土曜日　午前８時３０分から午後０時３０分
ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、開園時間を変更することができます。

② 休園日

休園日は、日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和２３年法律第１７８号)に規定する休日、１月２日、同月３日及び１２月２９日から同月３１日までです。
ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、休園日を変更することができます。

③ 職員等の配置

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年神奈川県条例第７号）（以下、「通所支援事業県基準条例」という。）及び指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２５年神奈川県条例第９号）（以下、「障害福祉サービス県基準条例」という。）に基づく人員配置を満たした上で、下記の表に定める配置内容を満たす人員を配置してください。また支援目的に合った専門職員の確保に努めてください。

部門	職	配置内容
第１松風園	児童指導員、保育士等	おおむね障害児の数を４で除して得た数(通所支援事業県基準条例に基づき算定)に、常勤換算で６．５人を加えた数。うち４人以上を常勤職員とする。
	機能訓練担当職員（理学療法士又は作業療法士）	年９２日×６時間（年５５２時間）以上 ※年末年始、夏季休業期間を除く月８日を想定
	看護職員	開園日数×６時間以上
第２松風園	生活支援員	常勤換算で利用者数を３で除した数(障害福祉サービス県基準条例に基づき算定)（看護職員、理学療法士又は作業療法士を含む）うち８人以上は常勤職員とする。
兼務	臨床心理士	年４６日×６時間（年２７６時間）以上 ※年末年始、夏季休業期間を除く月４日を想定
	栄養士	１人以上

（４）事業の計画

指定管理者が変更されることによる利用者への負担を招かないよう、現行事業の継承を基本に計画を策定してください。また、現在松風園を利用している者の継続利用を尊重してください。

（５）業務委託の制限

指定管理者は、管理業務を一括して他に委託し、また請け負わせることはできません。再委託できる業務の範囲は次のとおりとします。

＜再委託できる業務の範囲＞

(1) 昇降機保守点検
(2) 消防用設備等保守点検
(3) 自動ドア保守点検
(4) 空調設備保守点検
(5) 施設警備
(6) 日常清掃
(7) 定期清掃
(8) 特別清掃
(9) 車両による利用者の送迎
(10) 遊具点検
(11) 建物の技術的点検確認

（６）指定管理者の引継ぎ

事業等にかかる引継ぎについては、市議会の議決後に現指定管理者と次期指定管理者、市との３者による協議を行い、指定されてから協定を締結するまでの間に行うこととなります。令和２年１月１日から令和２年３月３１日までの間に行い、完了するものとします。

なお、引継ぎに係る費用は現指定管理者と次期指定管理者の双方で負担するものとします。

また、障がい児者本人及び家族の不安を解消し、信頼を得ることが重要なため、現指定管理者に雇用されている職員の雇用に努めてください。

（７）指定管理に要する費用

指定管理に要する費用は、障害児通所給付費、介護給付費等、利用者負担金及び市からの指定管理料を基本とします。指定管理料は、令和２年度から令和６年度まで同額です。

募集にあたり、市が提示する指定管理料の年度上限額は、６７，９００，０００円とします。これは、法人等が受託する上で目安となる上限額ですので、法人等の独自の経営判断による指定管理料（様式２）を提示してください。なお、市が提示する指定管理料の年度上限額を超えた額を提案されますと失格となりますのでご注意ください。

指定管理料は、加配分の職員人件費相当額及び、第１松風園通園バス送迎輸送に関する費用、小規模修繕費用として見込んでいます。電気、ガス、水道料金、通信費、施設維持管理業務、通園バス１台分等の諸経費は、障害児通所給付費、介護給付費等及び利用者負担金から賄ってください。ただし、３０万円以上（消費税及び地方消費税を含む）の老朽化による修繕、または予見できる修繕は市が負担します。

（８）剰余金の取扱い

指定管理業務において、各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者に帰属するものとします。

（９）施設・備品の管理

松風園で使用している市の備品は無償貸与します。１件あたり３０万円未満（消費税及び地方消費税を含む）の小規模修繕等並びに、児童福祉法第４３条第１項に規定する福祉型児童発達支援センターに係る事業、障害者総合支援法第５条第７項に規定する生活介護に係る事業及び自主事業で生じた破損等については、指定管理者が行ってください。

（１０）疑義についての協議

協定書の解釈について疑義が生じた場合は、市と指定管理者は協議するものとします。

また、リスク分担については次のとおりとします。

リスク分担　　○：主負担　△：従負担

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等の物価にかかる変動に伴う経費の増		○
	ただし、急激な変動によるもの	協議	
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
	ただし、急激な変動によるもの	協議	
周辺地域・市民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する市民及び施設利用者からの反対、訴訟、要望への対応	△	○
法令の変更	一般的な法令等変更	協議	
	指定管理に関する業務に直接影響を及ぼす法令変更	協議	
利用者の減少	運営に影響を及ぼす利用者減少で管理者の責めに帰すことのできないもの	協議	
政治、行政的理由による事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理運営経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力等	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増加によるもの	○	△
	ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由に伴う、業務履行不能による休業補償等	協議	
災害復旧	施設の復旧工事	○	
災害時の対応	待機体制の確保、調査、報告、応急措置		○
	指示等（市→指定管理者）	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
施設・設備の損傷に対する修繕等の負担	老朽化による修繕、または予見できる修繕において、管理者としての注意義務を怠ったことにより損傷等が拡大した場合		○
	老朽化による修繕、または予見できる修繕（１件につき３０万円（消費税及び地方消費税を含む）以上のもの）	○	
	市長の許可を受け指定管理者が行った運営上必要な改修等を行った部分に係るもの		○
	管理者として操作、使用法を誤ったため損傷したもの		○
	上記以外の修繕		○
施設の大規模改修	施設の大規模改修等による閉館等に関するもの	○	
利用者及び第三者に対する賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合及び、自主事業により損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	協議	
セキュリティ	警備不備による情報漏洩、犯罪の発生		○
	ただし、犯罪による損害額が著しい場合	協議	
情報の保護	管理者が知り得た情報の漏えい		○
指定期間満了時等の費用	指定管理業務の期間が終了した場合または期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
コスト増大	施設管理上必要となった経費		○

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
事業の変更・遅延・中止	管理者の運営上の瑕疵、事業放棄、事業破綻によるもの		○
債務不履行	管理者の事業放棄、破綻等によるもの		○
要求水準未達	管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		○
運営停止	指定管理者の責によるもの		○

（１１）その他　災害時の使用内容

特定指定避難所の運営支援要請に対し協力すること。

５.選定の基準

（１） 選定

大和市障害福祉センター松風園条例（以下、「松風園条例」という。）第９条に基づく指定管理者の候補者の選定は、大和市障害福祉センター松風園の指定管理者選定委員会において審査し、市長が決定します。

（２） 選定の基準

松風園条例第９条に基づき、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も適当と認める団体等を指定管理者の候補者として選定します。

① 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人又は社会福祉法人を設立しようとするものであること。
② 利用する者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
③ 松風園の効用を最大限に発揮するものであること。
④ 松風園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
⑤ 松風園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
⑥ その他市長が別に定める基準

６．指定管理者の指定

（１） 指定管理者の指定

地方自治法第２４４条の２第６項による議会の議決を経た後、市長が指定します。

（２） 指定の年月日

令和２年４月１日

（３） 協定の締結

業務内容に関する細目事項、指定管理に関する指定管理料に関する事項、管理の基準に関する細目事項等について、指定管理者と市との間で協議の上、協定書を締結するものとします。

７．スケジュール

日　程		内　容
令和元年	８月１日	公募公告
	８月１日～９月１９日	募集要項配布及び申込み期間
	８月１６日	全体説明会
	８月１日～２３日	ホームページからの質問受付
	１０月８日	選定審査会及び企画提案説明会
	１０月３１日まで	選定結果の通知
	１２月	指定に関する議会の議決・協定書作成
令和２年	１月１日～３月３１日	引継ぎ（現・次期指定管理者、市による協議後）
	４月１日	指定管理者の指定

別記様式(第８条関係)

指定管理者指定申込書

年　　月　　日

大和市長　あて

所在地 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申込者　団体名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

大和市障害福祉センター松風園の指定管理者の指定を受けたいので、申し込みます。

■添付書類

１．指定管理者指定申込みに係る誓約書（様式１）
２．申し込み法人の概要
３．事業計画
４．企画提案書・収支見込書（様式２）
５．申込み団体の財産目録
６．登記簿謄本
７．規約、定款、寄付行為、その他これらに準ずる書類
８．法人等の役員名簿及び経歴の分かる書類
９．登記事項証明書（提出日において発行日から３か月以内のもの）
１０．法務局が発行した代表者の印鑑証明書（提出日において発行の日から３か月以内のもの）
１１．法人等の令和元年度（平成３１年度）の収支予算書及び事業計画書並びに平成３０年度の収支決算書及び事業報告書（経営実績が３か年に満たない法人等にあっては、管理に係る業務を安定して行う経営能力を明らかにする書類）
１２．法人等の最近３年間の納税証明書及び未納がないことの証明書
１３．応募者資格に係る各法令等に基づき事業者の指定を受けた指定通知書の写し
１４．直近３年間の監査等結果資料（内部監査・外部監査・障がいサービス評価）
１５．その他法人等の概要がわかるもの

（様式１）

指定管理者指定申込みに係る誓約書

年　　月　　日

大和市長　あて

所　在　地

社会福祉法人等　名　　称

代表者氏名　　㊞

松風園の指定管理者の申込みに際し、下記を誓約するとともに市による市税等の納付状況を確認についても同意します。

なお、当該宣誓に違反があった場合には、申込み者がそれまでに費やした費用を賠償することなく、市が申込みを一方的に破棄する権利を有することに合意します。

１．社会福祉法第２２条に規定する社会福祉法人（以下、「法人等」という。）であって、その法人等またはその代表者が次の事項に該当しないこと。

① 法律行為を行う能力を有しないこと。
② 破産者で復権を得ない者
③ 地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第９２条２、第１４２条（同法第１６６条第２項の規定により準用する場合を含む。）又は第１８０条の５第６項の規定に抵触する者
④ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項（同法施行令第１６７条の１１第１項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者
⑤ 国税及び地方税等を滞納していること
⑥ 指定管理者の責めに帰すべき事由により２年以内に指定の取り消しを受けた者
⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号)第２条第２号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者であること又は、法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員であること。
⑧ 大和市暴力団排除条例（平成２３年条例第４号）第２条第５項に掲げる暴力団経営支配法人等であること。
⑨ ２年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みである場合を除く）
⑩ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成１７年１１月７日法律第１２３号)第４９条及び第５０条並びに児童福祉法(昭和２２年１２月１２日法律第１６４号)第２４条の１６及び第２４条の１７に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づく行政上の措置を過去３年の間に受けたことがある者

２.指定管理者の選定に関して、自らを選定させる又は他の申請者を選定させない目的をもって、選定委員会の委員に接触しないこと。

３．応募書類に虚偽の記載がないこと。

（様式２）

企画提案書・収支見込書

（単位：円）

	事業	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	第１松風園	障害児通所給付費収入					
		利用者負担金収入					
		計	0	0	0	0	0
	第２松風園	介護給付費収入					
		利用者負担金収入					
		計	0	0	0	0	0
	収入計①		0	0	0	0	0

	事業	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支出	第１松風園	人件費支出					
		事務費支出					
		事業費支出					
		その他支出					
		計	0	0	0	0	0
	第２松風園	人件費支出					
		事務費支出					
		事業費支出					
		その他支出					
		計	0	0	0	0	0
	支出計②		0	0	0	0	0

※上記には、生産活動、指定管理料、自主事業に係る収支は記入しないでください。
※記入欄が不足する場合は、行を追加するか別紙を添付してください。
※支出は、別紙「支出内訳書」に事業ごと（第１松風園、第２松風園）に詳細を記入してください。

収支差額（①－②）	0	0	0	0	0
提案指定管理料③（毎年度同額）					
「①－②＋③」の金額	0	0	0	0	0

（様式２　別紙）

支出内訳書

事業名	

（単位：円）

区　　分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	５年間合計	備　　考
人件費	0	0	0	0	0	0	
職員俸給						0	
職員諸手当						0	
非常勤職員給与						0	
退職共済掛金						0	
法定福利費						0	
その他（　　）						0	
事務費	0	0	0	0	0	0	
福利厚生費						0	
旅費交通費						0	
研修費						0	
消耗品費						0	
器具什器費						0	
印刷製本費						0	
水道光熱費						0	
燃料費						0	
修繕費						0	
通信運搬費						0	
会議費						0	
広報費						0	
業務委託費						0	
手数料						0	
損害保険料						0	
賃借料						0	
租税公課						0	
渉外費						0	
諸会費						0	
雑費						0	
その他（　　）						0	
事業費	0	0	0	0	0	0	
給食費						0	
保健衛生費						0	
被服費						0	
教養娯楽費						0	
日用品費						0	
水道光熱費						0	
消耗品費						0	
器具什器費						0	
医療費						0	
雑費						0	
その他（　　）						0	
その他	0	0	0	0	0	0	
（　　）						0	
支出合計	0	0	0	0	0	0	

※記入欄が不足する場合は、行を追加するか別紙を添付してください。

（別紙）

＜申込み法人等の概要＞

- 次の各項目について作成してください。
- 必要に応じパンフレットなどを添付してください。
- 各項目に当てはまらないことがある場合には、最後に「その他」として記載してください。

1．法人の名称
2．所在地
3．代表者
4．基本財産
5．設立年月日
6．従業員数
7．法人、事業の概要
8．応募の理由・運営に対する思い（1，０００字程度）

＜企画提案書・事業計画書＞

- 1-1 から 4-7 までの順番で各項目に沿って作成してください。
- 評価表に記載の「視点」に従って記入してください。
- 各項目にあてはまらないことがある場合には、最後に「その他」として記載してください。

1．利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

基本姿勢
1-1 松風園を運営するにあたっての基本的な考え方
1-2 障がい児に対するサービス提供についての考え方
1-3 障がい者に対するサービス提供についての考え方
1-4 人権についての考え方

平等性の確保
1-5 利用者の公平・平等な受け入れ、対応
1-6 支援困難な障がい児者の受け入れ
1-7 苦情、要望等の対応体制

評価の実施
1-8 自己や第三者などによる評価の実施

利用者の特性に合わせたサービスの実施
1-9 利用者の障がい特性に合わせた支援計画の策定、見直し
1-10 重度・重複障がい者に対する支援
1-11 利用者の健康管理・医療的ケア
1-12 利用者に合わせた食事の提供
1-13 職員の意見の事業への反映

利用者の家族の支援
1-14 支援計画についての、家族の意見の反映、定期的な確認
1-15 家族との情報交換・家族の支援

引き継ぎの体制
1-16 前指定管理者との引き継ぎ期間
1-17 前指定管理者との引き継ぎの人員体制

2．松風園の効用を最大限に発揮するものであること。

自主事業の実施
2-1 第１松風園の機能を生かした効果的なサービス事業の実施
2-2 第２松風園の機能を生かした効果的なサービス事業の実施

地域との連携
　2-3 ボランティアの受け入れや行事の実施を通じた地域との交流
３．松風園の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の削減が図られるものであること。
緊急時の対応
　3-1 災害発生時の対応（マニュアルの作成等）
　3-2 事故防止のための取り組み（マニュアルの作成等）、リスクへの対応能力
事業の収支
　3-3 収支計画
経費削減
　3-4 経費削減の取り組み
個人情報保護
　3-5 個人情報保護についての取り組み
開かれた運営
　3-6 ホームページ等を利用した情報の公開
環境への取り組み
　3-7 環境への取り組み

４．松風園の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。
人員の配置
　4-1 人員の配置
　4-2 支援目的に応じた専門職員の配置
　4-3 経験のある職員の配置
　4-4 支援内容等に応じた人材育成
団体の状況
　4-5 財務状況
　4-6 資産と負債の現況
　4-7 類似施設の運営実績

参考　大和市環境方針

〔基本理念〕

私たちは、市民が健康で安全かつ文化的な生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくという大きな責務を担っています。

今こそ、環境の有限性を認識することによって、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる、循環を基調とした社会の構築を目指し、行動しなければなりません。

このため大和市は、「大和市環境を守り育てる基本条例」を施行し、環境保全活動を推進しておりますが、市民、事業者、行政が協働して地球環境の保全を積極的に推進する姿勢を大和市から発信するため、「環境立市大和」宣言をしました。これら条例や宣言の理念にもとづき、大和市役所環境マネジメントシステムを運用し、継続的な改善を図り、よりよい環境の保全と創造に努めます。

〔基本方針〕

大和市環境基本計画における望ましい環境像「自然の恵みを取り入れた、健康に生活できる、一生を安心して暮らせるふるさと」の実現を目指し、大和市は職員自ら率先し、次の項目について重点的に展開を進めていきます。

１　省エネルギー、省資源及び廃棄物の発生抑制の推進

大和市の事務及び事業活動のすべての範囲において、エネルギー・資源の使用及び廃棄物の発生の削減に努めます。

２　環境に配慮した公共事業の推進

道路、下水道、公園、河川等の整備、公共施設の建設、下水や廃棄物の処理などの公共事業による環境影響の低減と環境に配慮した事業を推進します。

３　地球環境を守る取組みの推進

緊急の課題である地球温暖化を始めとする地球環境問題への対応と大和市の生活環境や自然環境を保全するための事業を推進します。